

下呂市告示第18号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第1項の規定により、次のように農業経営基盤強化促進基本構想を変更したので、同条第6項の規定により公告し、変更後の関係書類を次により縦覧に供する。

令和4年2月18日

下呂市長 山内 登

1. 縦覧場所

下呂市萩原町羽根 2605 番地 1
下呂総合庁舎内 農林部農務課

2. 縦覧期間

令和4年2月18日以降常時